

平成 29 年 10 月

関係事業者各位

経済産業省産業技術環境局計量行政室

計量法における自動はかりの検定の実施に向けた
「自動はかり実態調査」への回答依頼について（協力依頼）

平素より、計量行政の諸施策に対し、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

計量法（平成 4 年法律第 51 号）においては、取引や証明に用いる単位や計量器などについて定めており、適正かつ合理的な計量制度の確立によって、我が国の経済の発展や、国民生活の安定・消費者利益の保護を含めた文化の向上に寄与しています。

今般、計量制度の見直しに向けて政省令改正を行うこととし、平成 29 年 6 月に「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令」が閣議決定され、10 月 1 日に施行されました。特定計量器である質量計に「自動はかり」が追加されたことにより、平成 31 年 4 月より順次、取引又は証明に使用される自動はかり（ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール）が検定の対象となります。

これらの検定を実施するにあたり、その検定の実施体制を全国的に構築するためには、全国に存在する自動はかりの設置状況や使用状況の最新の実態を把握する必要があります。

つきましては、全国に設置されている自動はかりの器種別の設置状況、使用状況、及び検定実施に向けた課題等について把握することを目的として、自動はかり実態調査を実施することといたしましたので、各事業者の皆様におかれましては、本調査に御回答いただけますよう、御協力をお願いいたします。

本調査は、全国の事業者を対象とし、当省から業務委託を受けた株式会社三菱総合研究所が実施いたします。御回答いただいた内容は、計量行政に関係する機関（国立研究開発法人産業技術総合研究所・各都道府県・特定市等）に共有させていただきますので、あらかじめ御了承ください。なお、公表する際には、統計的に処理し、個別機関が特定される形で一般公開されることは一切ございません。また、本調査に御回答いただく事業者様には、今後、自動はかりの検定に係る関連資料の公表に関する最新情報のお知らせ等を予定しています。

つきましては、貴社におかれましても本件依頼の趣旨を御理解いただき、本調査に御回答いただき、我が国の計量行政の更なる推進に向け御協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の益々の御発展を心よりお祈り申し上げます。

以 上